

米ノ津小学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめに対する基本認識

すべての子供と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得る」という認識をもつ。「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する。」という姿勢で対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止推進体制）

いじめ問題対策委員会を設置し、毎月1回児童の状況を確認し、諸問題への対応や、いじめの未然防止を図る。メンバーは、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、心の教育推進担当、道徳推進教員、各学年の担当教諭、SSW等とする。

3 いじめ防止策

(1) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。いじめが少しでも疑われる場合は、臨時のいじめ問題対策委員会を開催し、いじめかどうかを判断する。

- ア 児童の声に耳を傾ける。（学校楽しいと、個別面談等）
- イ 児童の行動を注視する。（友人関係、休み時間、生活ノート等）
- ウ 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- エ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

(2) 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

- ア いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- イ 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ウ 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- エ いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- オ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- カ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- キ 必要に応じて、市のSSWや県が設置しているサポートチーム等の活用を図る。

いじめの事実を確認した場合
さ：最悪の事態を想定して
し：慎重に
す：素早く
せ：誠実に
そ：組織で対応

(3) 重大事態への対処

- ア 重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会へ報告する。
- イ いじめの実態を調査するために「いじめ防止等の対策のための組織」を組織して調査する。構成員は、調査対象となるいじめ事案の関係者との直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性、中立性を確保する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供を行う。情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- エ 調査の結果については、教育委員会へ報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

(4) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ア 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- イ 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ウ 学校生活での悩みの解消を図るために、SSWやSC等を活用する。
- エ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- オ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- カ 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- キ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(5) 家庭や地域との円滑な連携

学校は、いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた家庭、地域との連携を図る。

- ア 教育相談の実施やSSWの紹介、相談窓口の周知徹底を行う。
- イ 学校、PTA、地域の関係団体等の代表者によるいじめ問題連絡会議を実施する。（米ノ津地区青少年育成協議会の中で実施）
- ウ 学校だよりやリーフレット等の活用による情報提供を行う。
- エ ネットいじめについての対応の強化を行う。

(6) 関係機関との連携

問題が大きくなる前に、早めに関係機関と相談をして早期対応を図る。

- ア いじめが発生したらすぐに、市教育委員会へ報告、連絡、相談をし連携を図る。
- イ 各集落の自治会長、子供会、育成会、米ノ津地区青少年育成協議会との連携を充実させる。
- ウ SSWや心の相談員を活用し連携を図る。
- エ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- オ 他にも児童虐待が疑われる場合も適切な対応をする。